

1-17. 那覇市議会正副委員長会議要綱

平成 20 年 9 月 10 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 166 条第 4 項の規定に基づき、正副委員長会議(以下「会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、議長が必要と認めるときに開催する。

2 議事は、議長が行い、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 会議は、必要があると認めるときは、理事者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、原則として公開する。ただし、出席議員の過半数の議決で非公開とすることができる。

(会議の記録)

第 4 条 議長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等、必要な事項を記録させなければならない。

(その他)

第 5 条 その他必要な事項については、議長において定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。